規則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年二月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―四―二七

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次のように改正する。

第百八項の次に次の一項を加える。

109　次に掲げる規則は、廃止する。

規則九―一三九

規則九―一四〇

規則九―一四一

規則九―一四二

規則九―一四三

（平成三十年四月一日施行）

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

2　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の二の表規則九―一三九（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給）の項を削る。

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

3　前項の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表規則九―一三九（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給）の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十七号）の施行に伴い、及び一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）等に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整理に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年二月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―七一

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整理に関する人事院規則

（人事院規則一―六四の一部改正）

第一条　人事院規則一―六四（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

（人事院規則一―六五の一部改正）

第二条　人事院規則一―六五（職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

（人事院規則一―六九の一部改正）

第三条　人事院規則一―六九（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

（人事院規則九―七の一部改正）

第四条　人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を次のように改正する。

第十三条を削り、第十四条を第十三条とする。

（人事院規則九―一七の一部改正）

第五条　人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

（人事院規則九―四九の一部改正）

第六条　人事院規則九―四九（地域手当）の一部を次のように改正する。

附則第六条を削る。

（人事院規則九―五五の一部改正）

第七条　人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号中「。第四条第三項において同じ」を削る。

第四条第二項中「及び第六条の四第三項」を削り、同項の表中「第五項第一号」を「第四項第一号」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「前項」に改め、同項第一号中「第二項中「受けていた」を「前項中「受けていた」に改め、「前項の規定により読み替えて適用する第二項中「第二項中「俸給」を「前項中「俸給」に改め、「前項の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに」とあるのは「に育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」と」を削り、同項第三号中「第二項中「受けていた」を「前項中「受けていた」に改め、「前項の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日における育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」と」を削り、同項第四号中「第二項中「受けていた」を「前項中「受けていた」に改め、「前項の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日における育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」と」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第五条第三項各号中「第四項」を「第三項」に改め、同条第四項中「前条第五項各号」を「前条第四項各号」に改める。

第六条の二から第六条の四までを削る。

第七条中「若しくは第六条の二」及び「、第六条」を削る。